

お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち

第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

平成28(2016)年度～平成32(2020)年度



平成28年3月

平成30年2月改定

倉吉市

第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

目 次

第1章 基本的な考え方	1
第1節 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 基本的施策の推進方針	3
第1節 人権擁護の確立	3
1 個人情報の保護	3
2 人権相談の充実	4
3 差別事象への対応	5
4 インターネットにおける人権問題への対応	6
第2節 人権教育・啓発の推進	7
1 人権教育・啓発推進組織の整備・充実	8
(1) 学習機会の提供、情報提供	8
(2) 人材養成	8
2 就学前における人権教育・保育の推進	9
3 学校における人権教育の推進	9
4 社会教育における人権教育・啓発の推進	10
5 企業等における人権啓発の推進	11
第3節 社会参画の推進	11
第4節 就労・雇用の促進	12
第5節 社会福祉の増進	12
(1) 地域福祉の充実	12
(2) 公的医療保険、介護保険制度の啓発	13
第6節 保健衛生の推進	13
第7節 生活環境の改善	13
(1) 住環境の整備	13
(2) 住宅の整備	14

第3章 人権課題8分野における施策	14
第1節 部落の完全解放の実現	14
第2節 障がいのある人の人権保障の実現	18
第3節 男女の人権が尊重される社会の実現	22
第4節 先住民族の権利回復の実現	25
第5節 外国にルーツを持つ人の人権保障の実現	26
第6節 子どもの人権保障の実現	29
第7節 高齢者の人権保障の実現	32
第8節 その他マイノリティの人権保障の実現	35
1 病気にかかわる人の人権	35
2 刑を終えて出所した人の人権	36
3 犯罪被害者等の人権	37
4 性的マイノリティの人権	37
5 拉致被害者等の人権	38
第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画体系図	39
第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画に係る関係課	40

資料編

用語解説（*印）	41
第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の策定経過	42
倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例	43
倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例	46
倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則	48
部落差別の解消の推進に関する法律	50
倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿	51

第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（一部改定）

第1章 基本的な考え方

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成元（1989）年1月に、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ基本的人権を尊重し、人間平等の基盤の確立をめざして「人権尊重都市」を宣言しました。

そして、平成6（1994）年に、すべての市民が差別されることなく、安心して暮らすことが出来るまちをめざした「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」（以下「条例」という）を制定しました。これは、部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人等に対する差別と偏見が根強く存在している現状を考え、市民一人ひとりの市民的権利が保障されるまちづくりを実現するため、物的事業の推進と一体となったあらゆる差別の解消をめざした幅広い人権啓発活動の推進についての方向性を明らかにしたものです。そして、条例の精神を具現化するため平成8（1996）年に「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定して、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を積極的に推進してきました。

平成13（2001）年には、「第9次倉吉市総合計画」のスタートに合わせ、「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定しました。また、その後の社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、平成17（2005）年にその2次改定を行い、「子どもの人権保障」「高齢者の人権保障」「身近な差別の解消」を加え全8章構成としました。第8章「身近な差別の解消」は、個人情報保護、ハンセン病、罪や非行を犯した人とその関係者、性的マイノリティ（*）の人権保障についての内容です。

平成18（2006）年には、「第10次倉吉市総合計画」のスタートに合わせ、本市の人権尊重のまちづくりの基本目標である「一人ひとりの人権意識が確立され、すべての人々の人権が尊重されているまち」の実現に向け、その内容の見直しを行い、人権施策の目標を「部落の完全解放の実現」「障がいのある人々の人権保障の実現」「男女の人権が尊重される社会の実現」「在住外国人の人権保障の実現」「先住民族の権利回復の実現」「子どもの人権保障の実現」「高齢者の人権保障の実現」「その他マイノリティの人権保障の実現」の人権課題8分野とする「第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、人権擁護の確立をはじめとする人権施策を積極的に推進してきたところです。

しかしながら、社会情勢の変化や長引く経済不況による格差と貧困を背景に、教育、啓発、就労、福祉等の分野において、今なお多くの課題が残されています。

また、社会情勢の変化や市民の人権に対する意識の変化に伴い、様々な人権課題が提

起され、人権擁護・救済が求められるようになりました。そこで、平成22(2010)年3月に人権擁護・救済策として相談窓口の設置及び差別及び差別助長行為の内容を明示し、市民等が差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努めるものとする内容を盛り込んだ条例に改正しました。そして、今日の人権課題の根本的かつ速やかな解決をめざすため、平成23(2011)年には改正後の条例の趣旨を踏まえ「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し取り組みを進めてきました。

ここに、市民一人ひとりが安心して暮らせるよう「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」の実現に向けて、「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、総合的かつ計画的に人権教育・啓発活動並びに人権擁護・救済の諸施策を推進します。また、平成28(2016)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)を踏まえ平成30(2018)年に一部改定を行いました。

2 計画の位置づけ

「条例」が人権課題としている「部落の完全解放の実現」「障がいのある人の人権保障」「男女の人権が尊重される社会の実現」「先住民族の権利回復の実現」「外国にルーツを持つ人の人権保障の実現」「子どもの人権保障の実現」「高齢者の人権保障の実現」「その他マイノリティの人権保障の実現」の基本理念のもと、各人権課題の解消をめざした施策推進を図るための基本的な方針であり、本市の総合的かつ計画的な人権政策の指針となるものです。

この計画は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重され人としての尊厳が守られ、安心して暮らせるよう「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」を実現するため、人権擁護の確立と救済、相談活動の取り組み、人権教育・啓発の推進、社会参画の推進、就労・雇用の促進、社会福祉の増進、保健衛生の推進、生活環境の改善等の広範にわたる課題解決のための諸施策の推進を図ることを基本とした総合的な計画です。

3 計画の期間

計画期間を平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とし、「第11次倉吉市総合計画」後期基本計画の期間と同様に設定し、一体的に取り組むこととします。

第2章 基本的施策の推進方針

第1節 人権擁護の確立

国においては、平成9(1997)年3月に「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行されました。これは国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的としたものです。この法律に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、平成11(1999)年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」について、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」についてそれぞれ答申が出されました。そして、包括的な人権擁護を目的とし、人権救済機関の設置をめざす「人権擁護法案」が平成14(2002)年の第154回通常国会に提出され継続審議されましたが、平成15(2003)年10月の衆議院解散により廃案となりました。平成17(2005)年には野党民主党から「人権擁護法案」の対案として「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」が第162回通常国会に提出されましたが、この法案も同年8月の衆議院解散により審議未了で廃案になりました。また、平成24(2012)年にも、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する「人権委員会設置法案」及び「人権擁護委員法の一部を改正する法律案」が第181回臨時国会に提出されましたが、衆議院解散により廃案となっています。

しかし、身元調査をはじめインターネット上での差別を助長する記載、土地差別問題など悪質な差別や人権侵害が後を絶たないことから、国において人権侵害救済法、差別禁止法の制定が検討されています。

本市では、人権擁護施策の推進については、平成22(2010)年3月に「条例」を改正し、人権擁護及び救済を目的とした相談窓口の設置、そして、「差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努める」とした市民等の責務を規定しました。

1 個人情報保護

現状と課題

情報化社会の進展に伴い、マイナンバー制度の施行、個人情報保護委員会の設置などが加わり、個人情報保護の機運がさらに高まっています。本市においては、「倉吉市個人情報保護条例」等に基づいて、市が保有する個人情報の保護に努め、市民一人ひとりの人権を尊重する意識と実践によって守られるよう啓発活動を推進しています。

行政、学校、企業等では、同和地区出身者かどうかの身元調査や聞き合わせが部落差別や人権侵害になることを理解し意識した上で研修会等が行われていますが、今日においても個人情報の不正な取扱いによる事件も明らかにされています。

近年、職務上の資格を有するもの<有資格者(*)>による職務上請求書を悪用した住民票、戸籍謄本の不正取得事件が明らかになっています。倉吉市内でも平成17(2005)年に3件(鳥取県内19件)、平成23(2011)年にも3件(鳥取県内23件)など、何れも県外の有資格者によって合計6件の不正取得があったことが判明しています。市民の重要な個人情報が不正に奪われる事件が発生しています。

主な施策と方向・方針

(1) 啓発の充実 (総務課)

情報化社会の情勢を踏まえながら、個人情報に関する法令を遵守し、市が保有する個人情報の保護に努めます。

(2) 職員の資質向上 (職員課)

地方公務員法等に定められている守秘義務の履行はもとより、プライバシーの保護についての認識を深めるとともに、人権侵害につながる身元調査・聞き合わせの現実を踏まえ、その行為の差別性を見抜き、的確な措置と対応ができるよう資質の向上に努めます。

(3) 戸籍等の登録型本人通知制度 (市民課)

本市では、平成24(2012)年4月1日から住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人又は第三者に交付したとき、交付の事実を本人に知らせる「登録型本人通知制度」を導入しました。全国で導入が進められている本人通知制度は、現在600を超える市町村(鳥取県ほか7府県では全市町村<平成27年12月現在>)で導入され、身元調査・犯罪の防止に効果を上げています。今後、登録者の拡大に努めるとともに登録期限の廃止など市民の側に立った制度の改正を進めます。

2 人権相談の充実

現状と課題

平成24(2012)年度の人権・同和問題に関する市民意識調査では、市民の20.2%(たびたびある2.6%、たまにある17.6%)が日常生活で差別や人権侵害を受けたことがあると答えています。また、平成27年度倉吉市民意識調査でも15.8%の市民が過去1年間に自分の人権が侵害されたと回答しています。そして、その場所は自分の住んでいる地域(36.3%)職場・学校内(31.9%)、家庭内(11.8%)と答えています。このことから、市民生活の様々な

場面で人権侵害が発生していることが伺えます。

本市においては、平成22(2010)年3月に様々な人権課題に対応できるよう「条例」の改正を行い、市の責務として、市民の人権擁護及び救済に努めること、相談窓口を設置し支援を行うこととしました。

また、インターネットを悪用した差別助長行為や東京、大阪などで特定の民族や国籍の人を排斥するいわゆるヘイトスピーチ(特定の人種や民族、集団への憎しみを煽るような差別的表現)問題などに対応するため、平成28(2016)年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が施行されました。

主な施策と方向・方針

(1) 人権相談体制の充実 (人権局)

人権課題8分野に関わる様々な相談に対応できるよう担当職員の資質向上を図り、市民が差別事象や人権侵害に関わった場合には、速やかにその問題点を明らかにし、課題解決に努めます。

(2) 人権侵害被害者の擁護 (人権局)

差別事象や人権侵害の対応等については、倉吉市人権啓発検討委員会(*)で協議を行い適切な対応方針を確立します。また、早期解決へ向けて専門機関との連携を図り、人権を侵害された市民が様々な問題をより気軽に相談できるよう相談窓口を充実させ、相談者への支援に取り組みます。

また、人権擁護・救済の重要性を市民等へ啓発すると同時に、国に対して部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会や全国市長会等を通じて、悪質な差別行為に歯止めをかけ、差別に苦しむ人を救済する「差別禁止法」や「人権侵害救済法」の制定を求めています。

3 差別事象への対応

現状と課題

平成25(2013)年に倉吉市内の住宅分譲地の看板や隣接する民家、県道、電信柱などに、同和地区の人々や障がいのある児童・生徒を誹謗中傷する県内でも他に類を見ない差別落書事件が発生しました。また、同年7月にも、市内に住む在日韓国・朝鮮の人を誹謗中傷する差別記載封筒投棄事象が発生するなど重大な人権侵害が発生しています。

そして、近年は、県内でその場所が同和地区かどうかを問い合わせる差別事象があいつい

で発生しています。

このような差別事象や人権侵害が起こった場合の対応について、倉吉市人権啓発検討委員会で、迅速な対応や行政主体による問題解決に向け取り組んでいます。さらに、市民及び全庁内で啓発活動のあり方について検討し、人権(同和)教育推進団体や人権啓発推進団体、関係機関に周知するとともに、当該地域の人権(同和)教育推進団体等と連携し、当該地域住民運動として差別を許さないまちづくりの推進が必要です。

主な施策と方向・方針

(1) 差別事象への対応 (人権局)

差別事象は重大な人権侵害であり社会的問題として厳しく受け止め、差別事象が発生した場合には人権侵害を受けた人の擁護に努め、倉吉市人権啓発検討委員会を開催し行政課題を明らかにするとともに、「倉吉市人権侵害・差別落書き対応要領」に基づき、事実の把握とその要因、背景を探り、また、再発防止に向けて市民等へ情報提供を行い、関係機関・団体と連携し啓発活動の充実に努めます。

(2) 当該地域における住民学習 (人権局)

当該地域の人権(同和)教育推進団体と連携を図り、当該地域の住民が住民運動として差別を許さない地域づくりを進められるよう学習を支援します。

4 インターネットにおける人権問題への対応

現状と課題

情報化社会の進展により、今日では様々な情報をインターネットに接続する端末から入手することが可能となっています。一方、匿名性が一つの要因となって、倫理観の欠如した無責任な情報発信、差別や差別助長行為、プライバシーの侵害等があることから、この問題は情報が瞬時に広範囲に広がる等影響が大きく、深刻な人権問題となっています。

また、インターネット上で同和地区の地図が公開されている問題は、身元調べに悪用され重大な差別や人権侵害につながる危険性があります。関係者の懸命な削除要請にも関わらず法の未整備によって削除できないという状況となっており、対応する法律の制定が必要です。

子どもたちは学校等で、インターネット等の情報メディアを活用して学んでいます。しかし家庭でのインターネットの普及や携帯電話所持の低年齢化に伴い、大人の目の届かないところで情報を受発信することが増える傾向にあります。また、性情報の氾濫している状況も、子どもたちにとって心配されます。学校や家庭、地域を含め社会全体で子どもたちがインターネット等の使用によって、人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにするため情報モラル教育の

推進が必要です。

主な施策と方向・方針

(1) インターネット上での人権侵害行為への対応 (人権局)

インターネットに接続する端末の特性とその影響、他人のプライバシーや名誉毀損、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルについて、判断する力を育成する学習機会の提供及び啓発の充実、**モニタリング事業の実施**に努めます。

また、明らかに差別や人権侵害であると判明した場合は、法務省人権擁護機関、県や他の市町村と連携し、プロバイダー・管理者等関係者に削除を要請するとともに法規制を求めるなど被害の拡大防止に努めます。

(2) 情報モラル教育の推進 (学校教育課・生涯学習課)

インターネットに接続する端末の利用による青少年のトラブルや被害の増加が問題となっています。情報化社会における正しい判断や望ましい態度を育てるためには、保護者がインターネットの特徴を理解し、適切に利用を管理し、活用する能力の習得の促進に努めることが大切です。学校教育では情報モラル教育を推進していくとともに、家庭・地域・学校・関係機関等との連携を図りながら、情報モラルを身に付けるための啓発活動を行い防止に努めます。

第2節 人権教育・啓発の推進

平成7(1995)年12月には、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」に関する推進本部が設置され、平成9(1997)年7月には国内行動計画が策定され取り組みが進められてきました。

平成9(1997)年3月に「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行され、教育及び啓発に関しては平成11(1999)年7月に答申が出されました。

その後、この答申等を踏まえた諸施策の一層の推進を図るため、人権教育・啓発に関する理念と国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされてきました。さらに、基本計画の策定や年次報告等、所要措置を法定することが不可欠であるとして、平成12(2000)年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行され、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると定められました。

そして、平成14(2002)年3月に、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

本市においては、改正した条例と「**部落差別解消推進法**」の趣旨に基づき、倉吉市人権教育研究会、地区人権(同和)教育研究会、地区人権(同和)教育推進員連絡協議会や倉吉

市同和問題企業連絡会等の人権(同和)教育推進団体、地域における同和教育推進員、人権啓発推進団体等と協働して、一人ひとりが自らの課題として自らの生き方や人権意識が見直されてきました。そして、様々な人権問題が身近な課題として地域や学校、職場等で取り上げられるよう、より一層の人権教育・啓発活動の推進をしていきます。

1 人権教育・啓発推進組織の整備・充実 (人権局)

昭和45(1970)年に倉吉市同和教育研究会(現、倉吉市人権教育研究会)が発足して以来、本市では部落解放研究倉吉市集会や倉吉市部落解放文化祭、部落解放研究倉吉市女性集会、同和教育町内学習会などの開催について、認定こども園・保育所、学校、地区公民館、行政、運動体、企業等と連携し、すべての市民の人権が尊重されるまちをめざして、部落差別をはじめあらゆる差別を解消する教育の研究や実践活動の推進体制が確立されてきました。今日では、社会情勢や多様化した市民の人権意識について分析を行いながら、同和問題や障がいのある人、男女、先住民族、外国にルーツを持つ人、子ども、高齢者、その他マイノリティの人権保障に向けて様々な人権啓発が推進されています。

今後は、市民一人ひとりがあらゆる人権課題の解消に向けて具体的な行動が求められます。そのため、地域や職場における学習会へ指導職員の派遣、学習機会の提供や学習支援に努めるとともに、倉吉市人権教育研究会をはじめ、地区人権(同和)教育研究会、地区人権(同和)教育推進員連絡協議会と連携した推進組織体制の充実を図ります。

(1) 学習機会の提供、情報提供 (人権局)

同和問題の解決を図る取組みをあらゆる人権問題の解決につなげていくという発展的な視点に立ち、部落解放研究倉吉市集会・倉吉市部落解放文化祭をはじめ、人権のために学ぶ同和教育講座、同和教育町内学習会、認定こども園・保育所、学校での人権教育研修会、企業内研修会等が実施されています。今後は、様々な当事者と市民との交流活動や体験参画型学習などの新しい学習手法を取り入れ、市民一人ひとりの意識が変わり、地域や職場が変わっていくことができるよう、市民のニーズに対応した学習プログラムを作成するなど学習方法、内容の工夫、改善に努めるとともに、学習機会の充実を図ります。

また、市の広報紙やホームページ等を活用した広報・啓発活動を行い情報提供に努めます。

(2) 人材養成 (人権局・学校教育課・福祉課・長寿社会課)

指導者の養成を念頭に、認定こども園・保育所、学校、地域、職場では様々な人権課題をテーマにした講演会、研修会が開催されてきました。男女共同参画の推進のための人材養成では、くらし男女共同参画推進スタッフ等の活動を支援しながら、女性塾や研修会が継続

的に開催されてきました。

今後は、**同和問題をはじめ**様々な人権課題について効果的に人権教育・啓発活動を推進するため、体験参加型学習等、新しい教育・啓発手法も実践できる推進者を養成していくことが必要です。

また、市職員や教職員、福祉や医療関係職員など人権との関わりの深い特定職業従事者の職員研修の充実を図り、人権尊重社会の実現に向けて、地域で人権施策や人権教育・啓発活動を推進する指導的役割が果たせるよう資質と指導力の向上に努めます。

2 就学前における人権教育・保育の推進（子ども家庭課）

倉吉市同和保育指針（現、倉吉市人権教育・保育指針）等に基づき乳幼児の健全な成長発達をめざし、子どもたちの家庭環境や生活実態を把握し発達段階等子どもの状況に応じた教育・保育を実施するとともに、部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権感覚の基礎になる力（仲間づくり、表現力、自尊感情、命を尊重する心、人権を大切にすることなど）を身につける教育・保育が実践されてきました。

次代を担う子どもたちが健やかに育っていくために、乳幼児期は生涯にわたる人間形成にとってきわめて重要な時期であり、子どもたちが多くの時間を過ごす認定こども園・保育所の果たす役割は非常に大きいといえます。保育教諭、保育士等の姿や言動を子どもたちは敏感に受け止めていきます。子ども同士の関わりと合わせて、保育教諭、保育士等の職員を含めた教育・保育環境は、子どもの感性や行動に大きく影響を及ぼすと考えられます。教育・保育に関わる職員は、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり、すべての子どもの最善の利益に十分に配慮した教育・保育を行うとともに、自らの人権意識や専門性の向上に努めていくことが大切です。

また、近年では、少子化や核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て機能が低下してきており、認定こども園・保育所に地域の子育てを支援する機能が求められています。子どもに対する良質な教育・保育を実施するとともに、保健・教育等関係機関と連携して子育て家庭への支援を充実し、合わせて、子どもの人権や子育てを大切にする地域づくりを地域の方々とともに推進していきます。

3 学校における人権教育の推進（学校教育課）

すべての学校において、「人権尊重の教育」を基盤として児童生徒一人ひとりを大切にした教育を全教育活動を通して推進してきました。この取組みのねらいは、自分のくらしやそれを取りまく社会の中にある、部落差別をはじめ様々な差別の問題を見据え、「自分の生き方」や「人権尊重の社会づくりの担い手」としての社会的立場を自覚していく力を児童生徒に育て

いくことです。その成果として、命の尊さやそれぞれの人の個性、多様性を認め、人権課題を自分との関わりで捉えられる児童生徒が育ってきました。しかし一方で、人権を尊重する行動に結びついていないこと、他人事意識の状況があるなどが課題として指摘されています。

各校では、この課題克服に向けて児童生徒の実態をもう一度見つめ直し、「卒業までに育てたい資質・能力」を、知識、技能、態度に分けて明確にしました。そしてそれに基づき、平成20(2008)年度には人権同和教育全体計画を、平成21(2009)年度には人権同和教育年間指導計画を全面的に見直し、再度作成しました。さらに、平成27(2015)年度には、人権同和教育全体計画の見直しを再度行いました。

年間指導計画の見直し時には、人権を自分との関わりで捉えることができるようにするために、児童生徒の発達段階に応じて基本的人権や命の尊さなどの普遍的な視点での学習を取り入れることにも配慮しました。また、個別的な人権課題については、児童生徒にとって身近な内容となるよう各校で重点を置く内容を決めて学ぶこととし、本市の現状を考えると、同和問題についてはどの学校でも学ぶこととしています。さらに、実際の授業では、各教科・領域等のねらいや特質を踏まえた授業を実施していきます。

今後は、同和問題をはじめとする個別的な人権課題についての学習と基本的人権や命の尊さについての学習を行い、あらゆる差別の解消を図る自覚を育て、支え合う仲間とともに人権尊重の社会づくりの担い手として行動できる力を育む人権教育の推進に努めます。

また、児童生徒の生活実態や地域の実態を踏まえて、家庭・地域・学校の連携による効果的な指導を推進するため、中学校区人権(同和)教育研究協議会の各構成団体、機関、そして地域が連携して、確かな人権意識を身につけた子どもの育成のための活動を推進していきます。

さらに、学校においてすべての児童生徒の学力保障は、人権教育を推進していく上でもとても大切なことです。本市は同和地区児童生徒の進路保障を目的として始めた「地区学習会」を、様々な課題に向き合う児童生徒や人権教育についてさらに深く学びたいと願う児童生徒にも広げてきました。その一つとして児童養護施設でも「地区学習会」を実施しています。今後も学校における人権教育を推進していく一環として、様々な課題に向き合う児童生徒の学力保障や自分の向き合っている課題を克服していく力の育成に取り組んでいきます。

4 社会教育における人権教育・啓発の推進 (人権局・生涯学習課)

昭和49(1974)年に全自治公民館で実施された同和教育町内学習会は、地区公民館と各地区同和教育研究会等との連携した取り組みにより充実し、今日では自主的な学習活動を実施する自治公民館が増えてきました。また、地区公民館等での様々な研修会や講演会の

開催により、人権課題についての理解が深まり指導者が着実に育ってきています。これらの取り組みにより、市民の人権意識の向上が図られてきました。

しかし、同和問題をはじめあらゆる人権課題に対して、当事者の問題であるという意識が根強くあります。また現在では、戸籍謄本等の不正取得事件やインターネットを悪用した個人情報流出など、一般市民が人権侵害の被害者になるケースもあります。そのため、市民一人ひとりが同和問題をはじめ、障がいのある人、男女、先住民族、外国にルーツを持つ人、子ども、高齢者、その他マイノリティ等の人権問題を自らの課題として認識を深めることができる学習方法、内容の工夫、改善が求められます。市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます。

今後は、効果的な学習や啓発方法の調査研究、学習プログラム等の開発をすることが重要です。そして、地域の人権課題を掘り起こし、その課題を市民一人ひとりの課題としてその解決に向けた地域ぐるみの取り組みになるよう、各自治公民館へ働きかけていきます。

また、PTAなど社会教育関係団体の研修会を通じて、部落差別の現実に学びながら同和地区や児童養護施設を拠点に行われている「地区学習会」への理解を深め、地域やPTA全体での支援をもとに「地区学習会」の充実を図ります。

5 企業等における人権啓発の推進 (商工課)

人権尊重の社会を実現するためには、企業や事業所での職場内人権教育も重要です。倉吉市同和問題企業連絡会では、同和問題及びあらゆる差別の撤廃を企業に課せられた社会的責務であると認識し、また、人権は企業の社会的責任(CSR*)の基盤との認識のもと、会員企業(18社)が差別体質撤廃の取り組みと従業員及び顧客の人権を尊重したコンプライアンス(*)の実践ならびに従業員の人権意識を高め、差別のない企業づくり、働きがいのある職場づくりを通じ、人権の尊重が企業文化として定着することをめざしています。

今後は、倉吉市同和対策雇用促進協議会の活動の充実を図り、倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、倉吉市同和問題企業連絡会、中部地区高等学校同和教育研究会と連携を図り、公正採用選考人権啓発推進員の設置の促進、企業や事業所で人権を尊重し合える職場環境づくりを推進するため、職場内研修会や人権啓発活動を支援します。

第3節 社会参画の推進 (福祉課・長寿社会課・観光交流課)

ノーマライゼーション(*)・ユニバーサルデザイン(*)が啓発されバリアフリー化(*)が推進される等、障がいのある人や高齢者の人権について理解が深まってきました。そして、障がいのある人の自立を支援するため、手話や要約筆記、ファクシミリ・メール配信等が行われています。

外国にルーツを持つ人の人権保障では、身近に外国にルーツを持つ人が生活している環境にあることから、より良いコミュニケーションができるよう多文化共生理解を深め、外国にルーツを持つ人の生活文化や人権について研修会や学習会が開催されるようになりました。

しかし、障がいのある人や高齢者、外国にルーツを持つ人が、市民生活を行うにあたっては予断と偏見による人権侵害があります。

今後は、市民一人ひとりの理解を広げるため地域社会にある予断と偏見の解消に努め、障がいの内容への理解や障がいのある人の社会参加の機会の確保、高齢者の生きがい対策や活動機会の提供、外国にルーツを持つ人への多文化共生理解を推進し、市民として自己実現ができるよう人権啓発の推進が重要です。

第4節 就労・雇用の促進 (商工課)

同和地区出身者や障がいのある人等の常用雇用の促進と安定就労を図るため、ハローワークや倉吉商工会議所等の関係機関との連携のもと、同和問題研修会やトップ及び担当者研修会など、就労支援研修会が開催されています。

近年は、県・ハローワーク・倉吉商工会議所等が連携して、応募者の適正と能力を基本とする公正な選考・採用の促進等、就労支援が行われている状況にありますが、長引く経済不況によりますます就職が困難となっています。行政と民間企業とが連携した倉吉市同和対策雇用促進協議会としての活動再開が望まれ、就労と雇用の促進を図ります。

また、企業や事業所に対して男女が共に仕事と家庭との両立が図られるようワーク・ライフ・バランス(*)の啓発に努めるとともに、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実に努めます。

第5節 社会福祉の増進

(1) 地域福祉の充実 (福祉課)

本市では、だれもがいつまでも健やかに、いきいきと、自分らしく、住み慣れたところで暮らすことができるよう、行政の施策やサービスと市民が中心となって行う地域活動が連携しながら地域福祉の推進を図っています。また出生前から、高齢期までのライフステージ(*)に応じた在宅サービスを中心とした福祉施策の総合的推進に努めています。

さらに、ひとり親家庭の生活安定と児童の健全育成、外国にルーツを持つ人が住みやすい地域づくりについても推進を行っています。

今後も地域の福祉活動への市民の参加促進や身近に福祉サービスを利用できるしくみ作

り、地域における社会福祉事業の推進に向けて市社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携を図り、だれもがいつまでも健やかに安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

低所得者対策においては、民生児童委員や関係機関との連携により生活困窮者の把握に努め、要保護状態にある世帯に対しては、生活保護法に基づく必要な保護を実施し最低生活の保障を行うとともに、就労支援、他法他施策の活用等による世帯の自立助長に向けた支援を実施しています。

平成27(2015)年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されことに伴い、生活保護に至らない段階の困窮者に対する包括的かつ伴走型の支援体制が構築されました。これにより、困窮状態からの早期の自立支援を実施するとともに、生活保護と連携した連続的な支援が可能となりました。

今後は、引き続き個々の状況に応じたきめ細かい支援を行うとともに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、働く場や参加する場の拡大に努める等、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めていきます。

(2) 公的医療保険、介護保険制度の啓発 (医療保険課・長寿社会課)

いつでも誰もが安心して医療が受けられるしくみを支えていくとともに、市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らしていけるよう、国民健康保険をはじめとする公的医療保険制度の啓発に努めてきました。今後も、公的医療保険制度や介護保険制度等の啓発を行い、様々な広報を通じて情報提供に努め継続した支援を推進します。

第6節 保健衛生の推進 (保健センター)

本市では、乳幼児から高齢者に至る市民全般の健康づくりへの関心を高める取り組みを進め、生活習慣病(*)の予防や各種疾病の早期発見・早期治療を促進するため、自らが各種健診を積極的に受診できるよう、啓発活動を推進してきました。

また、自らの健康を管理するという観点から、健康教室や健康相談に積極的に参加できるよう、健康づくり推進員、食生活改善推進員等と連携を図りながら健康教室等の実施に努めています。

今後は、健康づくりの関心を高めるための啓発活動などの取り組みを強化し、乳幼児から高齢者に至る各年代に応じた身体と心の健康づくりを推進します。

第7節 生活環境の改善

(1) 住環境の整備 (建設課・管理計画課・下水道課・水道局)

既存施設のバリアフリー化を図り、安全で安心して暮らすことのできる住環境の整備を進めるとともに、地域住民や子どもたちとのふれあいの機会の場をつくり、共に生きる地域社会の実現に努めてきました。また、道路の整備・歩行空間の確保や生活用水の確保・生活雑排水の適正な処理ができるよう上下水道を整備し、快適な住環境の向上を図ってきました。

今後は、住民同士がよりよい人間関係を再構築し心豊かに暮らせるよう、住民と行政との協働による施設・広場等の適正な維持管理によって、ふれあいの場の確保に努めます。

(2) 住宅の整備 (建築住宅課)

障がいのある人や高齢者が、地域で快適に自立した生活ができるよう公営住宅ではバリアフリー化を進め、民間の住宅では人に優しい住宅建築の相談に努めてきました。

今後もバリアフリー化した住宅へのニーズがあることを踏まえ、障がいのある人等の住宅入居の利用促進を図る上で、制度の周知に努める必要があります。また、外国にルーツを持つ人が安心して生活できるよう相談体制の充実を図ります。

第3章 人権課題8分野における施策

第1節 部落の完全解放の実現 (人権局)

本市においては、同和行政の歴史的経緯や「同和对策審議会答申」の精神に基づき、これまでの同和行政の成果を踏まえ部落差別が現存する限り同和行政の推進に努めるという認識に立ち、同和地区の生活環境等の改善や生活の向上と同和教育の推進を図ってきました。

平成6(1994)年には「条例」を制定し、部落差別をはじめあらゆる差別の解消をめざし、人権尊重のまちづくりの実現に向けて様々な人権施策を推進してきました。

また、33年間継続された「特別措置法」が平成14(2002)年3月末をもって失効しましたが、平成14(2002)年度以降の具体的施策を進めるにあたって、同年3月に「倉吉市における今後の同和行政のあり方」を策定し、部落差別は依然として存在しており、部落差別が存在する限り同和問題の解決は「国の責務であり、国民的課題である」という認識に立ち、同和問題の解決のために必要な施策について適切に対応することとし、同和行政の推進を図ってきました。

その結果、生活環境をはじめとする物的面においては、同和地区外との格差はほぼ解消されてきましたが、教育、就労、福祉等においてはなお課題が残されている状況にあります。

今後は、さらに同和問題の解決をあらゆる人権問題の解決につなげていくという発展的な視点に立ち、同和地区に対する予断と偏見を解消するため実践交流と学習の場を充実し、市民の日常生活の隅々に人権尊重の意識を定着させるとともに、同和地区住民の自己実現を図っていく必要があります。

現状と課題

(1) 住環境・就労

同和地区外との格差の解消を図るため、3地区での小集落地区改良事業の取り組みとともに、各地区での住宅、道路、地区施設、下水道等の整備を図り、同和地区住民の安全で快適な生活環境に向けた改善を進めてきた結果、道路改良率や持ち家率等について、格差は解消されてきました。また平成20(2008)年に「同和対策事業施設の地元譲渡等の取扱い方針」を定め、積極的に集会施設等を地元譲渡することにより、地元自治公民館による施設の有効活用が図られています。

就労については、長引く不況の影響や地域の雇用を支えてきた建設業者の倒産、廃業によって、不安定な非正規雇用で働く人の数が多くなっています。就職相談など雇用の確保に向け、関係機関と連携した取組みを推進します。

(2) 教育・啓発

平成24(2012)年度の人権・同和問題に関する市民意識調査結果では、「過去5年間に同和地区の人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがありますか」との問いに、回答件数が191件あり約20%の市民が直接体験している現状があります。その内容は、「差別発言」、「結婚での反対」、「差別落書や差別投書」、という順になっています。

同和地区の人との結婚では、75.8%の人が「子どもの意思を尊重する」と回答していますが、5.1%の人は「反対する」と答え、「わからない」が11.0%あります。「結婚における身元調査」については、市民の46.8%が「すべきでない」と答えていますが、「仕方がない」と答えた人は19.1%、「当然である」と答えた人は、16.1%で身元調査を肯定する割合は35.2%となっています。また、部落差別の現状認識では、50.1%の人が「部落差別は今もあり差別意識が解消されていない」と回答しています。また、「住居を選ぶ際に同和地区にある物件をさけると思いますか」との問いには、「こだわらない」人は45.4%、「避けると思う」は23.8%、「わからない」27.4%であり、同和地区にある物件をさけようとする意識は根強く存在しています。そして、「同和問題と自分とのかかわり」については、「自分の問題として積極的に差別解消に向けて努力したい」と答えた人は、39.9%、自分の問題として捉えられない、立場上取り組んでいる、自分には関係ないなど消極的、傍観的な人は48.1%となっています。

このように、結婚における身元調査を肯定する意識、同和地区をさげよとする意識や同和問題は自分には関係ないと考える意識が根強く存在しており、同和問題を自らの課題として、その解決を志向する同和教育・啓発活動の研究実践が求められます。

主な施策と方向・方針

(1) 市民意識調査の実施 (人権局)

人権問題に関する市民の意識を把握し、今後本市が取り組むべき啓発事業等の人権施策のあり方を検討するため市民意識調査を実施します。

(2) 就学前教育・保育 (子ども家庭課)

一人ひとりの子どもの背景や生活課題を把握する中で子どもの成長・発達を支援し、豊かな感性と実践力を身につけた仲間づくりを進め、人権を大切に作る心を育てる教育・保育を推進します。

(3) 学校教育 (学校教育課)

各小中学校では、児童生徒、地域の状況に応じて、同和問題について学習していきます。児童生徒が部落差別の不合理さや人権を尊重していく生き方を学べるよう、児童生徒の発達段階に応じた教科、領域の特質に応じた学習となるよう配慮します。さらに、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深め、部落差別の解消を自らの課題として捉え、自己実現を図っていけるよう指導内容・方法の工夫改善をしていきます。

(4) 同和地区の児童生徒の学習・進路保障に向けた支援 (学校教育課)

同和地区の児童生徒の生活課題を把握するとともに、家庭、地域、そして学校が連携した地区学習会の実施に向け運営協議会の充実など推進体制の強化を図ります。地区学習会では、仲間づくり、学力向上・進路保障に向けた支援を実施します。

(5) 保護者学習 (学校教育課・人権文化センター・子ども家庭課)

認定こども園・保育所、学校と連携し、家庭や地域で差別解消に立ち向かうことのできる人にどう育てていくかなど、同和問題学習や子育てについて自ら研修会を計画するなど保護者学習の充実に努めます。

(6) 相談活動の充実 (人権文化センター)

同和地区住民をはじめ全市民の生活、福祉、就労、子育て、教育、被差別体験等の相談及び支援について、人権文化センターの相談機能を充実させ関係機関と連携して取り組むとともに職員の資質向上に努めます。

(7) 同和地区住民の学習機会の提供 (人権文化センター)

同和地区住民が、地域や職場のなかで自らの社会的立場に誇りを持ち、意欲を持って社

会参画できるよう学習支援を充実し、各年齢階層に応じ住民生活に直結した多様な情報及び学習機会の提供に努めます。

(8) 同和地区の伝統文化の継承 (人権文化センター)

認定こども園・保育所、学校等との緊密な連携を図り、同和地区住民や各種団体の自発的な地域活動を支援し、同和地区に受け継がれているボテ茶等の伝承文化の掘り起こしと保存活動を奨励します。

(9) 公正な選考採用に向けた啓発の推進 (商工課)

倉吉市同和対策雇用促進協議会を充実させ、倉吉市同和問題企業連絡会等との情報交換を行い、県・ハローワーク・倉吉商工会議所等と連携し、企業や事業所へ応募者の適性と能力を基本とする公正な選考・採用が行われるよう啓発に努めます。

(10) 改良住宅譲渡の推進 (建築住宅課)

入居者の意思を尊重し、生活状況を踏まえながら改良住宅の譲渡を進めます。

(11) 農業の育成 (農林課)

同和地区農家の経営改善を図るため、農業情勢を見極めつつ各種の事業、施策を活用しながら農業用施設や農機具の導入等の支援に努め、生産性の向上や作業労力の省力化による農業経営の維持と振興を図ってきました。

また、これまで同和対策関連事業で整備された農業用施設のうち21の施設を平成22年に、2施設を平成28年に地元譲渡しましたが、今後も、未譲渡施設について地元の意向を踏まえ譲渡を進め、地区農業振興を図ります。

さらに地域農業を維持していくには、それぞれの地域の実情に応じた多様な担い手を育成していくことが重要と考えます。このため、魅力とやりがいのある力強い農業を実現し、地域農業の将来を支える認定農業者や集落営農組織等の担い手、認定新規就農者を確保・育成するとともに、低コスト化を進めるなどの農業経営改善を図る取組みを支援します。

(12) 同和地区住民の生活実態調査 (人権文化センター)

全国で取り組まれている同和地区を対象とした実態調査では、この10年で同和地区においては少子化と高齢化が急速に進行していることや生活保護世帯及びひとり親世帯、単身高齢者世帯の増加、大学進学率の格差などが指摘されています。これまで実施してきた同和問題解決のための施策の成果や課題について、隣保館社会調査事業を利用し把握します。

また、「部落差別解消推進法」で規定された部落差別の実態に係る調査の実施を国に求め、部落差別解消の確立を国に要望します。

第2節 障がいのある人の人権保障の実現

平成25(2013)年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定、「障害者雇用促進法」が一部改正され、障がいを理由とする「差別的取扱い」の禁止、合理的配慮の不提供の禁止、雇用の分野における「差別的取扱い」の禁止や合理的配慮の提供義務等が定められ、平成28(2016)年4月から施行されました。また、平成25(2013)年10月に鳥取県で全国初の「鳥取県手話言語条例」が施行されました。

倉吉市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、互いに個性と人格を尊重し合い、自分の誇りを持って住み慣れた地域でいつまでも生活できる「共に生きる社会」(ノーマライゼーション社会)の実現をめざす「倉吉市障がい者計画」を平成19(2007)年3月に策定しました。その後計画を見直し、障害者総合支援法に基づき「倉吉市障がい者プラン」を平成27(2015)3月に策定し、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策の推進を図っています。

市民の障がいのある人の人権に対する意識や理解が進んできていますが、依然として差別や偏見はあります。平成24(2012)年度の人権・同和問題に関する市民意識調査結果では、障がいのある人の人権について、「差別や偏見がある」と答えた人は35.7%、「生活上の不便や就労・教育・入居拒否などの問題がある」と答えた人は43.3%でした。また、過去5年間に身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人に対する差別を直接見聞きしたことがある人は約10%で、その内容は「差別発言」、「住民としての交流や付き合いをさける」、「就職時や職場での不利な扱い」という順になっています。中でも精神障がいのある人や家族に対しての理解が不十分なため、地域で孤立し支援や医療につながりにくい現状があります。

今後も、障がいのある人の人権を尊重する社会づくりをめざし、市民の人権意識を高めるため各種の広報や行事など啓発活動を行うとともに、就学前教育、学校教育や地域での教育の充実に努め、障がいのある人や障がいの内容についての理解や適切な支援の促進を図る必要があります。

そして、障がいのある人の自己実現を図るため、障がいの特性に応じた教育環境の整備と障がいに応じた情報アクセス・コミュニケーション支援として手話、要約筆記、点字、朗読等を通じた情報提供が重要です。

今後は、市民等へのノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザインに対する理解や普及にさらに努め、交流やふれあいの機会を多く設けるとともに、障がいの有無にかかわらず学校や地域で共に社会の一員として人格や個性が尊重され、安心して自立した生活を営むことができるよう、人権擁護と市民への啓発活動の推進に努めます。

現状と課題

(1) 自立支援

ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが平等に社会の一員として生活し、活動することができる社会が求められています。そのためには、障がい者地域生活支援センターの相談支援体制を充実させ、身体・知的・精神の障がいのある人や難病の人が社会の一員として自立し生きがいがあり安心して日常生活を営むことができるよう相談支援に努めます。さらに、市民の理解を深める啓発、交流活動を推進するとともに、人権侵害の救済と権利擁護の体制の整備を図り、地域社会での自立を支援していく必要があります。

(2) 相談体制の充実

障がいのある人及びその家族に対して、就学前から学校教育までの発達段階に応じた相談活動や、地域生活における相談活動等、関係機関と連携して総合的な支援を行っています。相談ニーズが多種、多様化する中で、今後一層の専門性の向上と相談体制の充実が必要です。

(3) 就学前教育・保育

近年、発達障がいに対する認識が広がり、乳幼児期からの気づきと早期支援が重要になっています。

認定こども園・保育所では、障がいのある乳幼児の教育・保育を行っています。その中で様々な支援の必要な子どもたちに適切な教育・保育を行うとともに、必要が生じた場合には、相談に応じる等の保護者への支援を関係機関と連携して進めていく必要があります。

(4) 学校教育

学校内では、特別支援学級と通常学級との日常的な交流や倉吉養護学校との交流が行われています。また、体験活動や調査活動等、身近な地域の障がいのある人との交流を行うなど障がいのある人や障がいの内容を正しく理解する教育を進めています。

発達障がい等を含めた障がいの種類、状況が多様化しており、個々の児童生徒の状況に応じた支援や、障がいのある児童生徒の早期支援のための相談体制の充実が求められています。このような状況の中、就学前教育・保育と小学校との連携が進み、早期支援の体制ができつつあり、小中学校での特別支援学級の入級児童生徒は増加傾向にあり、発達障がい等のある児童生徒のための通級指導教室の設置も行われています。今後さらに、本人や保護者の願いを受けて、就学前教育・保育、小学校、中学校、特別支援学校、そして高等学校の連携を進めていく必要があります。

(5) 交流学習

倉吉養護学校や『エール』鳥取県発達障がい者支援センター、児童相談所等関係機関との連携を図ることが重要です。また、特別支援学校をはじめ、障がいのある人や家族、支援者たちとの交流やふれあいを通じて思いや願いを聞くことが大切であり、学校や地域での交流学習の充実が求められています。

（６）啓発活動

身近な生活の中で、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生活していくことが必要です。そのためには、障がいのある人の立場に立ったバリアフリーの考え方やその具体的な取組み、さらにはユニバーサルデザインに対する理解や普及を図り、障がいや障がいのある人に対する差別や偏見を解消することが求められます。

主な施策と方向・方針

（１）福祉施設職員の研修（福祉課）

福祉施設に入所している障がいのある人の生活実態を把握し、虐待防止や個人のプライバシー等の人権が守られ、安心した生活ができるよう条件整備や施設職員の資質向上に努めます。

（２）当事者グループの育成と家族会への支援（福祉課）

病気や障がいで地域の中で孤立することがないように相談支援を充実し、同じ問題を抱える者同士が悩みを打ち明け、意見交換し、問題解決に向け互いに援助し合う当事者グループの育成と家族会への支援を図ります。

また、精神障がいのある人の相談支援体制の充実に努め、関係機関等と連携して支援に取り組めます。

（３）学校等における障がいについての理解・交流学習の推進（学校教育課）

障がいの有無に関わらず共に生活していくために、乳幼児期から年齢に応じて、障がいに対する理解を深め、交流学習を行うなど共に生きるための実践的な学習を推進します。

（４）保育所等入所児巡回相談（子ども家庭課）

子どもに対して適切な発達支援を行うため、児童指導等を派遣して認定こども園、保育所等を巡回し、相談から個別支援計画を作成するなど継続した支援に努め、保育教諭、保育士や保護者への相談や助言を行います。

（５）医療知識の普及（福祉課）

障がいのある人が、地域社会で共に社会の一員として安心して自立した生活が営むことができるよう、また、精神障がいのある人が本人に適した医療サービスが受給できるよう人権擁護と市民への啓発活動の推進に努めます。

(6) 障がいに応じた支援の充実 (学校教育課)

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや障がいの特性に応じた創意ある教育課程の編成と指導方法の工夫改善を行い、個々の発達と自立に向けた教育活動と生涯にわたる一貫した支援の充実に向けての教職員の資質向上に努めます。また、児童生徒の障がいの状況に応じて、「知的障がい」「自閉症・情緒障がい」「聴覚障がい」「肢体不自由」「病弱」等の学級を開設し、必要な支援を行います。

(7) 子どもの発達支援体制整備 (保健センター・子ども家庭課・福祉課・学校教育課)

特別な支援を要する子どもに対し、保健・医療・福祉、教育、就労に関わる機関が連携して相談機能を充実し、早期の気づきからの的確な評価と適切な支援へとつなげます。また、ライフステージごとの支援のネットワークづくりと、相談窓口の一本化をはじめとした乳幼児期から成人期までの継続した支援体制の組織づくりと専門性の向上を進めます。

(8) 交流活動の推進 (福祉課)

障がいのある人や障がいの特性の理解を深め、障がい者地域生活支援センター等と連携し、障がいのある人が公共施設をはじめとする各種施設を気兼ねなく活用でき、安心して生活できるよう支援します。また、地域で共生することの大切さを学び、地域ぐるみでサポートできるよう市民への啓発と交流活動を推進します。

(9) 指導者及びボランティアグループ等の育成 (福祉課)

障がいのある人が積極的に社会参画でき、行事を通じてお互いが交流、理解し合えるよう、障がいの特性に的確に対応できる指導者とボランティアグループ等の育成、支援に努めます。

(10) 障がいのある人への学習機会の提供 (福祉課・人権局)

障がいのある人の学習ニーズに応じた学習資料及び学習機会の提供に努め、学習会・講座や諸行事などにおいては、手話通訳や要約筆記等の情報アクセス・コミュニケーション支援が受けられるよう、障がいのある人が参加しやすい学習環境の整備に努めます。

(11) 各種情報の提供と情報機器の充実 (福祉課)

障がいのある人の日常生活や社会生活の幅を広げる支援をするため、その実態を把握し、障がいの特性に応じた情報提供や情報機器の助成に努めます。

(12) 盲導犬への理解促進 (福祉課)

商店やスーパー、レストラン等へ盲導犬への理解を得られるよう啓発に努め、障がいのある人の日常生活を支援します。

(13) 雇用に向けた啓発の促進 (商工課・福祉課)

障がいの特徴を理解し障がいのある人の雇用促進を図るため、就職支援研修会の開催や企業訪問等を充実します。

(14) 就労支援事業所等の充実 (商工課・福祉課)

障がい福祉サービス事業(就労移行支援・就労継続支援(A型・B型))等の充実に努め、企業等への周知、障がいのある人の働く場や就労機会の拡大に努めます。

(15) 住環境の整備 (建築住宅課・建設課・管理計画課)

バリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障がいのある人がいきいきと自立した生活ができるよう快適な生活環境の整備に努めます。

(16) 住宅の整備 (長寿社会課・福祉課)

介護を要する高齢者をはじめ、様々な障がいのある人の生活の安定や居住環境の整備充実を図るため、介護保険や「障害者総合支援法」における住宅改修・福祉用具・日常生活用具等の適正な給付や住宅改良資金助成制度等の各種制度の周知に努めるとともに、住み慣れた自宅や地域で自立した生活ができるように住宅改良等の相談に努めます。

第3節 男女の人権が尊重される社会の実現

21世紀を人間性豊かな社会として確かなものにするために、男女がお互いの生き方、考え方を認め合い、それぞれが持つ個性や能力を自分らしく発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会の形成が求められています。

男女の平等は、様々な法律や制度の上で保障されています。しかし、政策決定の場において女性が少ない等、依然として家庭や地域、職場など様々な場面で男女間の不平等を感じることも多い実態があります。また、男女の生き方も多様化し、固定的な考え方では対応できなくなってきました。そして、配偶者等パートナーからの暴力(DV*)の問題も、男女共同参画社会の実現を妨げる要因の一つにもなっています。

少子高齢化の進行、産業構造・就業構造の変化、家族形態の多様化、国際化・情報化の進展など社会構造も大きな変革の時を迎えています。このような社会の変化に対応し、豊かで活力ある社会づくりを進めていくためにも、すべての人の人権が尊重され、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

これらの課題に対応するため、平成17(2005)年4月に市民参加による「倉吉市男女共同参画推進条例」を施行しました。本市の男女共同参画社会づくりのための基本理念を下記のとおり定め、一人ひとりが自分らしく輝くまち「くらよし」をめざして男女共同参画を推進しています。

- 1 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を発揮でき、男女の人権が尊重されること。
- 2 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- 3 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

さらに、今後の施策の方向性を示すものとして、倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を踏まえて、平成28(2016)年3月に「第5次くらし男女共同参画プラン」を策定しました。

これは、男女が共に支え合い、それぞれの個性と能力を発揮できる、豊かで活力にあふれたまちをめざし、お互いの人権を尊重し、責任も分かち合い、社会のあらゆる分野に等しく参画できる環境づくりを推進していくことをめざしたものです。

国においても、平成27(2015)年8月に「女性活躍推進法」が制定され、事業主に対して女性の活躍に向けた行動計画の策定が義務付けられました。

現状と課題

(1) 男女共同参画

平成27(2015)年度の男女共同参画推進に関する市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、賛成する意見は17.1%、反対する意見は48.9%でした。また、家庭生活における役割では、食事のしたくは86.3%、食事の片づけ83.2%、洗濯81.3%、掃除79.9%などそのほとんどを女性が担っている現状があります。

固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画はただ単に女性の問題ではなく、男性も含めたすべての市民に関わる問題との認識を深めるため、認定こども園・保育所、学校、家庭、地域、職場等での教育・啓発、そしてあらゆる機会を通じて広報・啓発に努める必要があります。また、男女間の暴力等による被害者が人権侵害や苦情等を訴えやすい相談体制の充実に努めるとともに、地域・職場での差別的な扱いが放置されないよう啓発活動の推進が重要です。

(2) 配偶者等パートナーからの暴力(DV)

平成13(2001)年の「DV防止法」施行から15年が経ち、配偶者等パートナーからの暴力が著しい人権侵害であるとの認識が高まりつつある中で、本市の配偶者等パートナーからの暴力の相談件数は、平成24(2012)年度24件、平成25(2013)年度26件、平成26(2014)

年度21件の件数で推移しています。その他関係機関への相談、届出も多くある一方で、支援を求めることができない人、DV被害を受けているにもかかわらずそれに気がつけない人が多数いることも想定されます。DV防止に向けた学習や啓発活動の推進が重要です。

主な施策と方向・方針

(1) 相談窓口の充実 (子ども家庭課)

配偶者等パートナーからの暴力に関する相談体制の充実に努めるとともに、被害者及びその家族の一時保護、さらに自立に向けて、母子生活支援施設(*)、婦人相談所等関係機関と連携を図り、被害者及びその家族の支援を行います。

(2) 保護者会・PTA会員への啓発 (学校教育課・子ども家庭課)

認定こども園・保育所、学校で、保護者会・PTA会員対象の固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた啓発に努めます。

さらに、教育機関や社会福祉施設等において、配偶者等パートナーからの暴力被害者のプライバシーを擁護し人権が尊重されるよう配慮するとともに、配偶者等パートナーからの暴力など男女間の暴力等は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという認識をさらに広く浸透させ、あらゆる場面で暴力のない社会づくりのため、認定こども園・保育所、学校での啓発に努めます。

(3) 企業の職員研修の促進 (商工課)

関係機関と連携し各職種の企業において、男女共同参画の視点に立った職員研修の促進に努めます。

(4) 啓発活動の推進 (人権局)

男女共同参画及び配偶者等パートナーからの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメント(*)など性暴力に対する正しい認識を深めるための学習機会や情報提供に努め、市民をはじめ企業等への啓発活動を推進します。

(5) 推進組織の充実 (人権局)

乳幼児期から成人、高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて、男女が平等なパートナーとして互いに協力し、様々な活動に参画していけるよう、男女平等意識を定着させるためくらし男女共同参画推進スタッフ、あすをつくる倉吉女性塾等の推進組織の支援に努めます。

(6) 政策・方針決定過程への参画の推進 (人権局・関係課)

女性があらゆる政策決定の場へ参画することの重要性について市民へ啓発するとともに、各種女性団体、企業、自治公民館へ情報提供を行い、企業や地域での方針決定の場への

女性の参画に努めます。また、市の管理職への女性登用を進めるとともに、審議会・委員会における女性登用率を40%に設定し、女性の参画を図ります。

(7) 就学前教育・保育 (子ども家庭課)

すべての子どもが性別にとらわれることなく、一人ひとりの違いや良さを認め合い、あるがままの自分を大切に生きていくことができるよう、乳幼児期の男女平等意識の育成に努めます。

(8) 学校教育 (学校教育課)

男女の人権が尊重される社会の実現に向けて、互いに個性を持った一人の人間として尊重し合うとともに、一人ひとりが能力や個性を十分に発揮でき男女が共に支え合って生きていくことを学習する男女共生教育の推進に努めます。

(9) 社会教育 (人権局・生涯学習課)

男女共同参画は、ただ単に女性の問題ではなく男性も含めたすべての市民に関わる人権問題として捉えられるよう、家庭、地域、職場で女性の人権に関する理解を促進するための学習・啓発活動の推進に努めます。

(10) 就労・雇用の促進 (商工課)

男女が共に仕事と家庭の両立が図れるようワーク・ライフ・バランスを促進し、育児休業及び教育活動への参加や介護休業制度等企業への啓発に努めます。

(11) ひとり親家庭への支援 (子ども家庭課)

近年、ひとり親家庭が増加しており、子育てや就労、生活全般にわたる支援が必要となっています。ひとり親家庭への相談及び支援を「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」に基づいて実施します。

第4節 先住民族の権利回復の実現

本市では、平成6(1994)年9月議会でアイヌ民族の権利回復を求める「アイヌ新法」の早期制定を求める意見書を採択し、全市民の総意をもってその実現に努めてきました。その後、平成9(1997)年5月に「アイヌ文化振興法」が制定され、制定10年の節目の年の平成19(2007)年に、市民が普段から接することのない豊かなアイヌの文化に触れながら、アイヌ問題について一緒に考えるフェスティバルを、平成20(2008)年にはアイヌ文様作品展を開催し、先住民族の権利回復の実現をめざす取組みを行いました。

今後は、アイヌの人々の誇りであるアイヌの伝統文化が置かれている状況を踏まえ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する市民の知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、我が国の多様な文化の発展に寄与し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊

重される社会の実現に向けて啓発を推進していくものです。

現状と課題

民族と民族の真の平等が達成され、普遍的な人権保障が確立される社会をめざす必要があります。アイヌ民族の権利回復の実現に向け、関係機関や団体等と連携し情報収集に努めながら、アイヌ民族の文化や差別の実態を正しく理解する学習機会の拡充を図ることが必要です。

主な施策と方向・方針

(1) 啓発活動 (人権局)

公益社団法人北海道アイヌ協会等と連携し、アイヌ民族の歴史や文化、差別の実態を正しく理解するため学習機会の拡充や情報提供等、啓発活動に努めます。

(2) 学習活動の支援 (図書館・人権局・人権文化センター)

一般財団法人アイヌ民族博物館等と連携し、先住民族としてのアイヌ民族に対する正しい理解を深め、世界の先住民族(他民族)に関する図書、教材、人権図書や視聴覚教材・機器の整備、市民の学習活動の支援に努めます。

第5節 外国にルーツを持つ人の人権保障の実現

結婚、就労等の様々な理由で市内に居住する外国にルーツを持つ人も増加しており、平成27(2015)年11月末現在の外国人登録者数は、鳥取県内で約3,800人、本市では233人(平成27年11月末現在)です。国籍別の主な国は、中国(70人)、韓国・朝鮮(54人)、フィリピン(50人)となっています。また、日本国籍を取得した外国人も多く暮らしておられ、本市においても、国際的な視点に立った人権尊重の社会づくりが重要になっています。

しかし、現状では在日韓国・朝鮮籍の人をはじめ外国にルーツを持つ人への偏見や差別の現実があります。外国にルーツを持つ人が自らの民族や文化に誇りを持ちながら、同じ地域の一員として共に安心して暮らしていけるよう、国籍や民族等の違いにかかわらず、互いの異なる価値観、言語、文化、宗教、習慣等を学び合い認め合うことにより相互理解を深めていくことが引き続き求められています。

今後も、公益財団法人鳥取県国際交流財団や ToriフレンドNetwork(*)、在日外国人団体、その他民間交流団体と連携しながら、国際交流イベント等の開催による交流活動、国際理解や国際的な人権問題を考える講演会・研修会の開催による啓発活動、そして、日本語講座や相談窓口の設置、外国語表記による生活情報等の提供などの環境づくりを推進します。

現状と課題

(1) 啓発の推進

平成24(2012)年度の人権・同和問題に関する市民意識調査結果では、外国にルーツを持つ人の問題について「わからない」と回答した人は21.9%、日本で暮らすうえでの制度上の制約について「わからない」、「無回答」を合わせると31.4%の回答があり、外国にルーツを持つ人に関して多くの市民がその問題点や課題を知らないという状況にあります。また、平成25(2013)年7月には、市内に住む在日韓国・朝鮮の人を誹謗中傷する差別記載封筒投棄事象が発生するなど重大な人権侵害が発生しています。そして、近年では東京や大阪などで特定の民族や国籍の人を排斥するいわゆるヘイトスピーチ（特定の人種や民族、集団への憎しみを煽るような差別的表現）問題も生じています。

外国にルーツを持つ人が増加しているなか、外国にルーツを持つ人の人権に関する問題を学習することを通じて、乳幼児期から成長段階に応じて自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育て、民族・国籍・文化の違いを越えて、地域において外国にルーツを持つ人との交流を促進し、多文化共生社会の実現に向けた啓発を推進する必要があります。

(2) 外国にルーツを持つ人の人権保障

外国にルーツを持つ人の日常生活上には、国籍条項(*)、地方参政権、無年金、医療、住宅、就労、教育等の課題があり、関係機関ができる限り多言語で情報提供する機会や場所に配慮し、日本語学習の支援、通訳の支援、そして生活相談体制づくりに取り組み、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らせる環境づくりが必要です。

(3) 多文化共生理解

外国にルーツを持つ人やその家族に対しては、外見や名前、言語や生活文化等の違いから、日本国籍の有無に関わりなく民族的な偏見・差別が根強くあります。国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより相互理解を深めるとともに、外国にルーツを持つ人が地域の担い手として活躍でき、ともに安心・快適に暮らしていける多文化共生の社会づくりに努めることが必要です。

(4) 就学前教育・保育

国際化の進展の中、認定こども園・保育所にも外国にルーツを持つ人の乳幼児が入園するようになってきています。保育教諭、保育士等が国際理解教育への理解を深め、保護者とのコミュニケーションを深めながら、子どもたちの国際的な人権感覚を高める教育・保育を実践することが必要です。

(5) 学校教育

外国にルーツを持つ子どもが民族や母国に対する誇りを持ち、自己のアイデンティティー(*)を確立できるように支援するとともに、すべての子どもが共に学び、共に育つことができる仲間づくりに取り組むことが大切です。また、外国にルーツを持つ子どもの保護者に対しても、子どもたちの成長を支えることができるよう支援していく必要があります。

(6) 公的医療保険・年金制度、介護保険制度の加入状況

本市に外国人登録を行っている人の国民健康保険への加入状況は、平成27(2015)年11月30日現在で55人です。しかし加入については、1年以上我が国に滞在すると認められる者となっています。

また、国民年金については、加入条件は日本人と同様で、平成22(2010)年11月30日現在、第1号被保険者が48人、第3号被保険者が31人です。今後も、外国にルーツを持つ人が安心して生活するための基盤である、医療、保健、育児、公的医療保険・年金制度、介護保険制度等の情報提供を行い、生活に必要な支援が必要です。

主な施策と方向・方針

(1) 啓発推進 (観光交流課・人権局)

外国にルーツを持つ人が、学校や地域社会で等しく安心して自立した生活を営むことができるよう、外国語版表記による情報提供や生活と結びついた学習機会の提供に努めるとともに、国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観等を学び合い相互理解を深めるなど、多文化共生社会の実現に向けた啓発に努めます。

(2) 日本語学習の支援 (観光交流課・図書館・子ども家庭課・学校教育課・人権局)

公益財団法人鳥取県国際交流財団と連携し、外国にルーツを持つ人が地域や職場で安心して生活できるよう平成26(2014)年度から日本語学習会を開設するとともに、自助グループである「ToriフレンドNetwork」の支援を行います。また、外国にルーツを持つ児童生徒の日本語能力を把握し、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな学習指導に努め、本人、保護者へ学校生活に関することや進路に関する情報提供を積極的に行います。

(3) 国際理解教育の推進 (学校教育課・生涯学習課・観光交流課)

それぞれの校区や地域で外国にルーツを持つ人との交流活動や研修会等を実施し、多文化共生理解や外国にルーツを持つ人の人権問題について認識を深めるなど、国際理解教育を推進します。

(4) 相談支援の充実 (学校教育課・福祉課)

外国にルーツを持つ児童生徒やその保護者が、孤立したり、不利益を被ったりすることがないよう、生活、福祉、医療、教育等の相談に対応し必要な支援に努めます。

(5) 政策・方針決定過程への参画の推進 (関係課)

外国にルーツを持つ人の社会参画の促進を図るため、当事者の意見や要望が施策に反映できるよう、審議会・委員会など附属機関への登用の促進に努めます。

(6) 就労支援 (商工課)

外国にルーツを持つ人の雇用就労の促進に向けて、企業・事業所に対し関係機関と連携し雇用環境の改善に向け啓発に努めます。

(7) 交流活動 (観光交流課)

すべての人が住みやすいまちづくりを目標に鳥取短期大学、公益財団法人鳥取県国際交流財団と連携し、外国にルーツを持つ人との交流の機会の提供に努めます。

第6節 子どもの人権保障の実現

子どもには生まれたときにすでに持っている「権利」があります。その権利を守るため、国連で平成元(1989)年に「子どもの権利条約」が採択され、日本でも平成6(1994)年にこの条約が批准されました。この条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの基本理念をもとに、子どもの権利を守ることが位置づけられています。子どもたちが、人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情をもって育てられ、健やかに成長していけるよう、子どもや子育てへの支援を進めていく必要があります。

本市では、平成27(2015)年3月に「倉吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき、子どもの成長や子育てを支援する環境の整備や仕事と子育ての両立支援等の取組みを進めています。

次代を担うすべての子どもたちにとって、特に乳幼児期において、大人への信頼感や自尊心が育ち、豊かな人間関係を育む基礎を培うことができるよう、地域をあげての取組みの更なる充実が求められています。

現状と課題

(1) 不登校・いじめ

本市の不登校児童生徒(年間30日以上欠席者)の割合は、平成26(2014)年度は、小学校では0.75%で、ここ9年間全国平均より高い状況が続いています。中学校では4.81%で、ここ4年間全国平均より高い状況が続き、平成18(2006)年度以降上昇傾向が続いています。不登校問題は、本市における喫緊の課題の1つです。一度不登校の状態になりな

がら年度末には改善している例も見られますが、新たに不登校の状態になる児童生徒も少なくないなどの課題も見られ、さらに未然防止と早期支援のための学校体制づくりと相談体制を充実していく必要があります。

また、いじめについてはインターネットに接続する端末の大人が確認しにくい状況でのいじめや小さなトラブルから人間関係がくずれいじめに発展するケースの報告があります。「いじめはどの学校にも起こりうること」との認識のもと、日頃から、子どもの生活について注意深く観察し、いじめを許さない学校体制づくりを進めることが大切です。

平成25(2013)年には「いじめ防止対策推進法」が制定されました。その目的は、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、基本的な方針の策定について定めるとともに、その基本となる事項を定めることにより、総合的かつ効果的に推進することとしています。本市でも、「倉吉市青少年問題対策協議会等条例」を制定するとともに、「倉吉市いじめ防止基本方針」を策定し、関係機関及び団体と連携を図りながらいじめ防止等に向けた取組みを推進しています。子どものいじめや不登校が社会問題となるなか、これまで以上にいじめの問題の未然防止や適切な対処が行われるよう、取組みを充実することが必要です。

(2) 児童虐待

全国的に児童虐待が増加し続ける中、平成16(2004)年に児童福祉法が改正され、平成17(2005)年4月から児童に関する相談窓口を市町村に設置することとなり、本市においても家庭児童相談の体制を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会を設置して児童虐待の予防対策及び早期の介入・支援対策を進めてきました。

本市においては、出生前からの切れ目のない支援の流れを構築するとともに、保護者の育児支援、孤立化の防止を基本に、相談事業をはじめ、乳幼児期を中心とした訪問や子育て教室等の親支援講座の充実に取り組んでいます。

今後においても、経済的不安などのリスク要因を早期に把握し、適切な支援に繋げていくための予防対策をさらに充実していく必要があります。

(3) 子どもの貧困

また、現在17歳以下の子どもの6人に1人、ひとり親家庭では2人に1人が貧困状態にあることを踏まえて、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成25(2013)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立、平成26(2014)年に施行されました。

主な施策と方向・方針

(1) 「人権を大切に作る心」を育てる就学前教育・保育の推進 (子ども家庭課)

虐待や貧困の連鎖を防止するために「子どもの最善の利益」を考慮し、乳幼児の生活実態や人間関係の把握に努めます。一人ひとりの発達過程や特性に考慮しながら養護(生命の保持、情緒の安定)、健康、人間関係(人と関わる力)、環境、言葉、表現を育む教育・保育の充実に努めます。そのためには、保育教諭、保育士等の専門性を高め保護者や関係機関との連携を推進します。

(2) 一人ひとりを大切にしたい学校運営の充実 (学校教育課)

いじめは児童生徒の命や人権に関わる重大な問題であることを認識し、いじめを許さない学校体制づくりを行います。そのために、児童生徒一人ひとりの生活や人間関係の把握に努めるとともに、保護者や地域の人々と連携し、学校生活全般で子どもの自尊感情やコミュニケーション能力(*)を高め、より良い人間関係を築くことができる支持的風土を高める取組みを充実させます。同時に一人ひとりの個性、能力、適正等に応じて「個」を生かす指導等、それぞれの分野で自らの力を伸ばすことのできる児童生徒を育む視点に立ち、基礎学力の向上と進路保障の取組みを推進します。

体罰は、児童生徒に対する人権侵害であるという認識を教職員が明確に持ち、生徒の指導に当たることができるよう研修を実施するなど、体罰防止に向けた体制強化を図ります。

(3) 家庭児童相談機能の充実 (子ども家庭課)

家庭児童相談室を相談窓口として、児童相談所、児童福祉施設等関係機関と連携して相談機能の充実に努めます。

(4) いじめ、不登校等についての対応 (学校教育課)

「いじめ防止対策推進法」の基本精神に則り、各学校ではいじめ防止基本方針を定め、いじめ防止対策委員会を設置しています。児童生徒が明るく楽しく安全に学校生活を送ることができるよう、これを活用しながら、組織的な対応によるいじめや不登校の未然防止と早期対応に努めます。また、いじめや不登校等についての児童生徒や保護者の悩みに対して、教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による教育相談体制を充実させるとともに、中部子ども支援センターをはじめとする関係機関との連携を強め、「個」に応じた支援を行います。

(5) 児童虐待等への対応 (子ども家庭課)

経済的不安など様々なリスク要因を抱えている世帯が増加している状況に対応するため、要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、早期に問題点等を把握し、関係機関が家庭

の状況、問題点、支援方針等共通認識のもと、組織的に対応し、予防対策、支援対策を推進していきます。

(6) 子育て支援の充実 (子ども家庭課)

家庭児童相談員、保健師等専門職の配置によるほか、子育て支援センター、認定こども園・保育所、学校等の保健・福祉、教育機関等が連携して、子どもや子育てに関わる様々な支援の充実に努めます。

(7) 健康教育の推進 (学校教育課・子ども家庭課)

すべての児童の成長発達を適切に支援するため、保健師、保育教諭、保育士、教職員等への系統的な研修を実施し、保護者等を対象にした健康教育・食の教育・保健指導・相談等の充実に努めます。

(8) 子どもの権利に関する啓発 (学校教育課・生涯学習課・子ども家庭課)

子ども自身が「子どもの権利条約」について学び、理解できるよう発達段階に応じた学習を行います。また、保護者会、PTA、地域において、子どもの権利について学ぶ研修機会の提供や啓発に努めます。

(9) 子どもの居場所づくり (子ども家庭課・生涯学習課)

児童館・児童センターや社会教育関係団体等が連携し、児童館・児童センターや公民館を活用し、子どもたちが安心して過ごせる場所の提供や青少年を対象とした事業への子どもの参画を働きかける等、地域の中で主体的に活動できる場の充実に努めます。

(10) 子どもの貧困対策への対応 (学校教育課・子ども家庭課)

鳥取県、関係団体等と連携し、平成27(2015)年に鳥取県が策定した「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」との整合性を図りながら、本市として学習支援や生活支援、経済的支援の取り組みを進めていきます。

第7節 高齢者の人権保障の実現

本市では、「第6期倉吉市高齢者福祉・介護保険事業計画(平成27～29年度)」を策定し、団塊の世代が75歳を迎える平成37(2025)年に向けて、「介護」「医療」「予防」のサービスと、その前提としての「住まい」「生活支援・福祉サービス」が相互に連携する「地域包括ケアシステム」を構築し、在宅生活を支えられるよう環境を整え、高齢者ができるだけ長く地域で暮らしていける環境づくりを目指します。また、要介護高齢者の半数は認知症であり、その数が今後更にも増加すると見込まれることから、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立も急務であります。

本市における65歳以上の高齢者数は、総人口が減少する中で増加してきており、一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみの世帯や認知症高齢者の増加が見込まれます。このような将来の予測のもと、高齢者が安心して暮らすために、介護保険事業の中長期的な安定的運営を確保することが必要であり、高齢者も社会の一員として、その知識や経験を活かして社会に貢献するとともに、高齢者一人ひとりがいきいきと健康で楽しく自立した生活を送ることができる社会づくりを推進していきます。

現状と課題

(1) 高齢者虐待

本市では、高齢者が安心して生活できる地域づくりをめざし、平成17(2005)年に「高齢者虐待防止条例」を制定しました。また、平成18(2006)年に作成した高齢者虐待防止マニュアルを平成25(2013)年に改訂し、関係機関と連携しながら、マニュアルに沿った虐待対応を行っています。

高齢化率は、平成27(2015)年12月末現在約30%となり、本格的な超高齢社会を迎え、身体能力の低下や認知症の症状のため介護を必要とする人が増えています。

また、認知症や寝たきりの高齢者の介護は介護者の肉体的・精神的な負担が大きく、介護疲れによる高齢者虐待の要因にもなっています。高齢者に対する虐待は、家庭内や施設内で起きることから表面化しにくい現状があります。早期発見と相談体制の整備及び関係機関との連携を図り、高齢者に対する身体的な暴力や言葉による虐待、介護放棄等の問題に対応していく必要があります。

(2) 介護

本市の要介護高齢者の数は、今後も増加が予想されることから、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして充実した介護サービスの提供を行うとともに、高齢者ができる限り寝たきりにならず、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように支援する必要があります。

主な施策と方向・方針

(1) 相談体制の充実 (長寿社会課)

介護等を必要とする高齢者の人権が保障され、安心して生活できる地域づくりをめざし、高齢者虐待への対応と高齢者介護や生活についての総合的な相談体制の充実を図り、関係者に対し積極的な情報提供に努めます。

(2) 福祉施設等への啓発 (長寿社会課)

福祉施設職員及び病院職員等へ高齢者の人権尊重についての啓発に努めます。

(3) 就学前教育・保育 (子ども家庭課)

高齢者との交流を通して、豊かな経験にふれるなかで、高齢者を尊敬し、大切にすることを育てます。

(4) 学校教育 (学校教育課)

高齢者のための国連5原則(自立・参加・ケア・自己実現・尊厳)をふまえ、高齢者理解を深めるための確かな視点を持ちながら体験的な学習も取り入れ、また、高齢者との交流を通して、その思いや願い、豊かな知識や経験を児童生徒に伝え、先人の知恵と体験や経験にふれるなかで、高齢者への尊敬や大切にすることを育てます。また、高齢者の置かれた状況を人権保障の視点で捉えることを通して、家族で、また地域で、共に生きる社会づくりを進める意欲を養います。

(5) 社会教育 (長寿社会課・生涯学習課)

長年にわたり社会を支え貢献してきた高齢者に対して、敬意をもって接するとともに、その培われた知識や経験を地域社会の中で発揮でき、高齢者自身がいきいきと地域で日常生活が送れるよう、学習や活動機会の提供に努めます。

(6) 高齢者を主体にした地域づくり (長寿社会課)

高齢者が社会を構成する重要な一員として、地域の中で積極的な役割を果たしていくことができる社会を実現するため、地域で暮らす高齢者へ敬意を持って接するとともに、高齢者自身が住み慣れた地域で培ってきた知識や経験を地域社会の中で発揮することができるよう、高齢者の価値観や自主性を尊重しながら社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

また、取り組みのひとつとして、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、老人クラブの活動に対して支援を行います。

(7) 地域福祉の充実 (長寿社会課)

高齢社会の進展に対応するため、地域包括支援センター等の関係機関、団体との連携を図り、「倉吉市高齢者福祉・介護保険事業計画」に定められたサービス目標を着実に実施し、また、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で自立でき、健康で生きがいを持ち、心豊かに過ごせるよう各種事業の推進に努めます。

(8) 認知症の啓発と対応 (長寿社会課)

認知症高齢者や若年性認知症の人が、尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするため、市民誰もが自らの問題として認識し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくよう、市民をはじめ企業、地域等への啓発を推進します。

また、認知症高齢者や若年性認知症の人に対する、早い段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など、総合的かつ継続的な支援体制の確立に努めます。

(9) 事業者への啓発と相談活動 (長寿社会課)

介護支援専門員や介護サービス従事者の研修等の積極的な取り組みや情報の開示、さらには地域密着型サービスを提供する事業者と地域の関係機関との連携等について事業者に働きかけるとともに、利用者の苦情や不安、不満等への適切な対応に努めます。

(10) 介護保険制度の啓発 (長寿社会課)

介護が必要となっても自立して生活するため、必要に応じたサービスが利用できるよう支援するとともに、いつでも誰もが安心して医療が受けられ、市民一人ひとりが健康を保持し、安心して生活できる高齢社会の実現に努めます。また、安定した事業運営を確保するため、介護保険外の介護予防対策、生きがい対策を充実し、要介護状態への移行を防ぎ、健康生活への意識啓発を図ります。

(11) 住宅環境 (長寿社会課)

安全で安心して暮すことができる住環境の形成をめざし、介護保険制度の周知を図るとともに介護に必要な住宅改修の支援に努め、バリアフリー化を推進し快適な住宅環境の整備に努めます。

第8節 その他マイノリティの人権保障の実現

平成22(2010)年3月に改正した条例の前文に、マイノリティの人権課題を明記し、重要な人権課題として位置づけることとしました。

HIV感染者(*)、エイズ患者、ハンセン病元患者、難病に関わる人、性同一性障がいのある人、刑を終えて出所した人等の個別の人権課題に対する偏見や差別の解消を図るための教育・啓発や相談・支援体制の整備を図ります。

1 病気にかかわる人の人権

現状と課題

(1) 市民啓発

HIV感染症、エイズ、ハンセン病、難病等の病気に対する正しい知識と理解の不足から、病気に関わる人々に対する人権侵害が生じています。各種様々な病気についての啓発や学習活動を推進し、病気や病気に関わる人に対する偏見や差別の解消が必要です。

(2) プライバシーの保護

HIV感染症、エイズ、ハンセン病、難病等の病気に対する偏見があるため、患者のプライバシー保護と人権擁護に努め、患者が安心して医療を受けられ、家族の生活が守られるように努める必要があります。

(3) 相談・支援体制

HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者(特定疾患(*)は、病気の種類が多く、対象者の把握が困難なため住民への周知が難しい等の問題がある)に対する相談・支援体制の充実が求められます。

主な施策と方向・方針

(1) 病気にかかわる人に関する学習機会の提供 (学校教育課・保健センター)

学校、地域において、HIV感染症、エイズ、ハンセン病、難病等の病気に対する正しい知識と理解を深め、病気に関わる人に対する偏見や差別をなくするため性教育や健康教育等の充実を図ります。

(2) 啓発活動の充実 (保健センター・人権局)

病気に関わる人及びその家族のプライバシーの権利が保障された日常生活ができるよう、病気に対する正しい理解と、病気に関わる人に対する偏見や差別をなくする市民への啓発活動の充実に努めます。

(3) 医療提供体制の充実 (保健センター)

安心して保健、医療、福祉や行政のサービスを受けることができ、権利が保障されるよう関係従事者理解と資質向上を高めるとともに、医療サービス等の拡充に努めます。

2 刑を終えて出所した人の人権

現状と課題

平成24(2012)年度の人権・同和問題に関する市民意識調査結果では、「刑を終えて出所した人と実際に接する機会があった場合の気持ち」について、「わからない」と回答した人は32.8%、「必要最低限のことしか接しない」21.9%、「極力接しない」5.2%でした。

刑を終えて出所した人に対する差別意識や偏見があるため、就職差別や悪意のある噂が流布したり、住居等の確保が困難である等の課題があります。これらの人が通常の世界生活を営むためには、本人の更生意欲とあわせて周囲の理解と協力が必要です。

主な施策と方向・方針

(1) 啓発活動の推進 (総務課・人権局)

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むため、本人の更生意欲だけでなく市民の偏見や差別意識の解消に努めるとともに、地域社会が理解し協力できるよう

「社会を明るくする運動」を推進します。また、倉吉警察署等と連携し、犯罪や非行の防止に努めます。

(2) 更生保護事業の充実 (総務課)

更生保護についての啓発を行うとともに、更生保護団体の支援に努めます。

3 犯罪被害者等の人権

現状と課題

(1) 鳥取県の取り組み

平成20(2008)年6月に、県では犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例が制定され、被害者の支援施策を実施することを定め、その具体的支援策定を盛り込んだ鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画を平成21(2009)年3月に策定しています。

具体的には、平成20(2008)年6月にとっとり被害者支援センターが開設され、同年10月から被害者からの相談対応や具体的な支援活動が行われています。

(2) 被害者の現状

殺人、強盗、強姦等の犯罪や交通事故により、多くの方々が被害者となっています。これまで、被害者に対する社会の理解は十分とは言えず、被害者は犯罪による身体的、精神的、経済的な直接被害だけではなく、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷等、被害後に生じる被害(二次被害)に苦しめられてきました。

主な施策と方向・方針

(1) 啓発活動の推進 (防災安全課・人権局)

社会全体で被害者の人権擁護と支援をする社会づくりを推進するため、倉吉警察署等と連携し、市民等への啓発に努めます。

(2) とっとり被害者支援センターへの支援 (防災安全課・人権局)

とっとり被害者支援センターへの活動支援に努めます。

4 性的マイノリティの人権

現状と課題

性同一性障がいのある人(*)、同性愛者、異性装者、両性の特徴を併せ持つ状態の人等の性的マイノリティは、雇用面における差別や性区分を前提とした社会生活上の制約を受けるなどの問題があります。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により戸籍上の性別変更が可能となり、本市では、各種啓発活動とともに、平成15(2003)年度には性同一性障がいの人の

人権保護として、印鑑登録証明書等79件の行政文書から性別記載の削除を行っています。

平成24(2012)年度の人権・同和問題に関する市民意識調査結果では、「性的マイノリティの意味や違いを知っていますか」という質問に、「よくわからない」26.3%、「理解したくない」10.8%、「まったくわからない」9.9%という回答でした。このことから、一般的に性的マイノリティへの理解度は高いとは言えない状況があります。

主な施策と方向・方針

(1) 教育・啓発活動の促進 (商工課・人権局・学校教育課)

性的マイノリティの人々への差別や偏見が解消されるよう、関係機関・団体と連携・協働して、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制度を含め企業への啓発や市民への正しい認識と理解を進めます。

小中学校では、児童生徒の発達段階に即して、性的マイノリティの児童生徒の不安や悩みを受け止め、その対応に努めます。そして、生命尊重、人権尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について考えさせ、望ましい行動がとれる教育に努めます。

5 拉致被害者等の人権

現状と課題

北朝鮮当局による拉致問題について国は17名を拉致被害者として認定しています。しかし、何ら進展が見られず、拉致被害者家族も高齢化が進み一日も早い全面解決が望まれています。県内にも拉致被害者として認定された松本京子さんをはじめ、拉致された疑いのある方が4名います。

本市においても、人権問題として拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるため、拉致問題啓発パネル展や講演会等が開催されています。

主な施策と方向・方針

(1) 啓発活動の推進 (防災安全課・人権局)

拉致問題に対する市民の認識を深めるため、県、他市町村、関係団体と連携しながら学習機会や情報提供に努め、啓発活動を積極的に進めます。

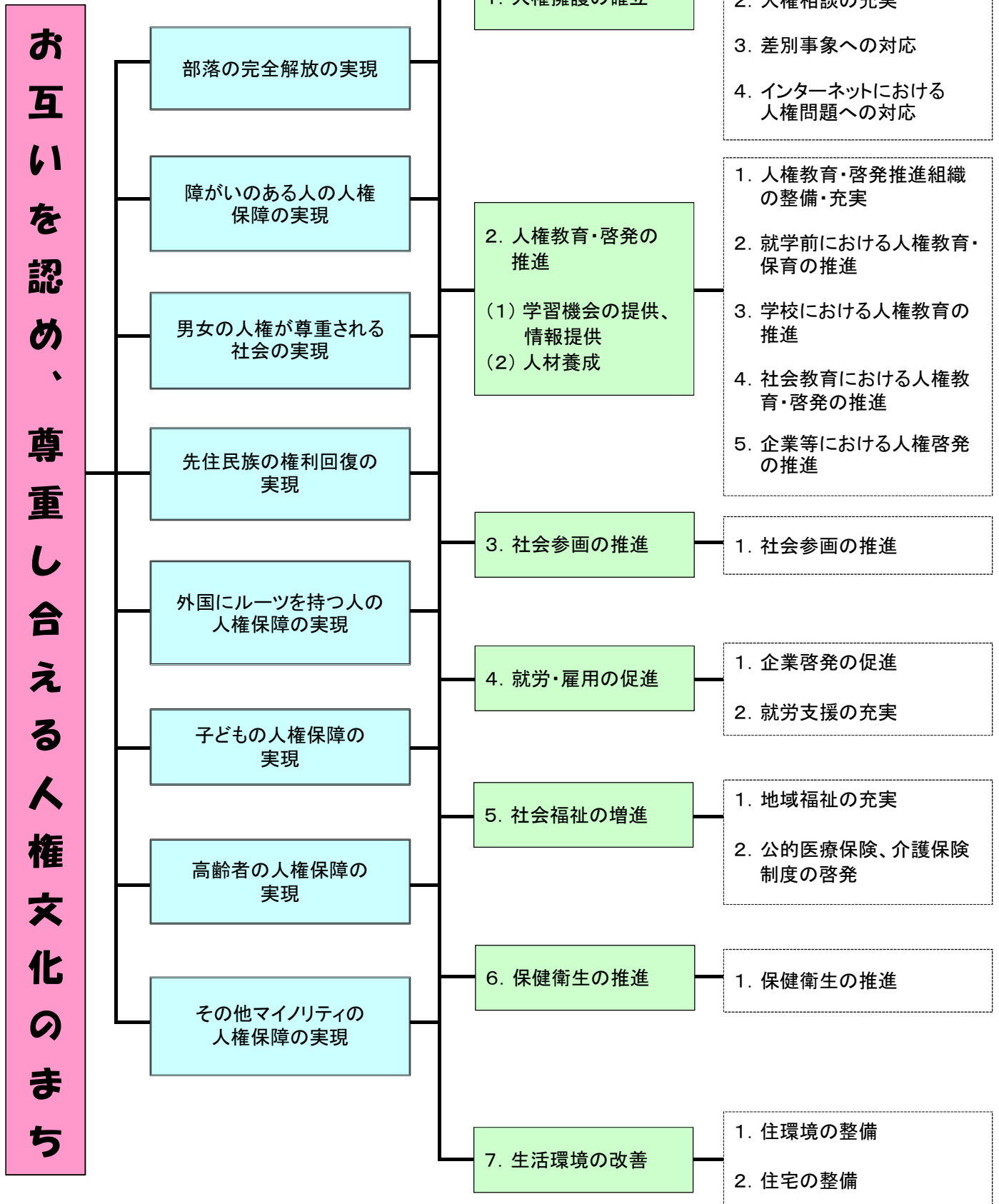
第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画体系図

将来の人権尊重都市像

施策の目標

基本施策

具体的な施策



第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画に係る関係課

＜施策の目標＞

＜部落の完全解放の実現＞

人権局・子ども家庭課・学校教育課・人権文化センター・商工課・建築住宅課・農林課

＜障害のある人の人権保障の実現＞

福祉課・学校教育課・子ども家庭課・保健センター・人権局・商工課・長寿社会課・建築住宅課・建設課・管理計画課

＜男女の人権が尊重される社会の実現＞

子ども家庭課・学校教育課・商工課・人権局・生涯学習課・商工課・関係課

＜先住民族の権利回復の実現＞

人権局・図書館・人権文化センター

＜外国にルーツを持つ人の人権保障の実現＞

人権局・観光交流課・商工課・学校教育課・福祉課・生涯学習課・子ども家庭課・図書館・関係課

＜子どもの人権保障の実現＞

学校教育課・子ども家庭課・生涯学習課

＜高齢者の人権保障の実現＞

長寿社会課・子ども家庭課・学校教育課

＜その他マイノリティーの人権保障の実現＞

学校教育課・保健センター・総務課・人権局・商工課

(具体的な施策)

(個人情報保護) 総務課・職員課・市民課

(人権相談体制の充実) 人権局

(差別事象への対応) 人権局

(インターネットにおける人権問題への対応) 人権局・学校教育課・生涯学習課

(人権教育・啓発推進組織の整備・充実) 人権局・学校教育課・福祉課・長寿社会課

(就学前における人権教育・保育の推進) 子ども家庭課

(学校教育における人権教育の推進) 学校教育課

(社会教育における人権教育・啓発の推進) 人権局・生涯学習課

(企業等における人権啓発の推進) 商工課

(社会参画の推進) 福祉課・長寿社会課・観光交流課

(就労・雇用の促進) 商工課

(地域福祉の充実) 福祉課

(公的医療保険、介護保険制度の啓発) 医療保険課・長寿社会課

(保健衛生の推進) 保健センター

(住環境の整備) 建設課・管理計画課・下水道課・水道局

(住宅の整備) 建築住宅課

資料編

第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画用語解説

昇順	用語	説明
C	CSR	(11P14行目)企業の社会的責任:企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動で、代表的なものとしては、納税や法令順守といったことから、安心・安全な商品やサービスの提供、人権の尊重、公正な事業活動の推進、コーポレートガバナンスの向上、環境への取り組み、地域課題への取り組みなどがあげられる。
D	DV	(22P15行目)配偶者(パートナー)や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力をいう。
H	HIV	(35P13行目)正式には、ヒト免疫不全ウイルス。このウイルスに感染して起こる病気がエイズ。
あ	アイデンティティー	(27P26行目)自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。
か	倉吉市人権啓発検討委員会	(5P14行目)差別事象の対応に関する対応や今後の啓発のあり方について検討する庁内組織
	国籍条項	(27P10行目)権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員の任用の際に、日本国籍を要求する条項のこと。
	コミュニケーション能力	(31P4行目)社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うスキル、技術のこと。
	コンプライアンス	(11P15行目)法令遵守
さ	生活習慣病	(13P17行目)糖尿病や心臓病、脳卒中、がんなど食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称。
	性同一性障がい	(37P19行目)生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であると持続的に確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする状態。
	セクシュアル・ハラスメント	(24P14行目)相手の意思に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。
た	特定疾患	(35P27行目)原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。特定疾患治療研究事業として、現在、56疾患が指定を受けている。
	ToriフレンドNetwork	(26P20行目)倉吉市や東伯郡に在住する外国にルーツのある人とその活動を支援する人の団体で、日本語学習会や各種の国際フェスティバルに参加し活動している。
な	ノーマライゼーション	(11P23行目)高齢者や障がい者などハンディキャップを持っていても、社会の中で他の人々と同じように生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという考え方。
は	バリアフリー	(11P23行目)社会生活をしていく上で、また社会参加をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
	母子生活支援施設	(24P1行目)児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。
ま	マイノリティ	(1P18行目)社会的少数者のこと。
や	ユニバーサルデザイン	(11P23行目)障がいの有無・年齢・性別・人種等にかかわらず、できる限りすべての人に使いやすいように意図して製品や情報、環境をデザインするという考え方。
	有資格者	(4P5行目)弁護士、海事弁理士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査、司法書士、行政書士(順不同)
ら	ライフステージ	(12P21行目)人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階。
わ	ワークライフバランス	(12P14行目)仕事と生活を両立させるという考え方。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の策定経過

- 「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案」の提案と各課修正
平成27年12月23日～平成28年1月12日
- 「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」関係課長会議
平成28年1月29日
- 平成27年度第2回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会
「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案」について審議
平成28年2月5日
- 第2回審議会を踏まえた「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案」の関係課による
修正 平成28年2月8日～2月16日
- 平成27年度第3回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会
「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案（修正版）」について審議
平成28年2月24日
- 第3回審議会を踏まえた「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案（修正版）」の関係
課による修正 平成28年3月1日～3月7日
- 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会正副会長会
「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」について了承
平成28年3月9日
- パブリックコメント 平成28年2月19日～3月4日

○倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成6年6月17日条例第20号

改正

平成10年3月30日条例第5号

平成22年3月18日条例第7号

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年1月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。

しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が残っており、あらゆる差別をなくするために、幅広い人権啓発活動及び人権擁護・救済・相談活動が求められています。市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、法の下に平等を定めた日本国憲法の精神にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の確立を図るとともに、差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるものとする。

(市民等の責務)

第3条 市内に住所、生活若しくは活動の拠点を置く者及び滞在者（以下「市民等」という。）は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策への協力に努めるものとする。

2 市民等は、次に掲げる差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努めるものとする。

(1) 門地、出生、障がい、疾病、性別、人種、民族、信条、思想、宗教、国籍、年齢、言語、社会的身分又は性的指向（以下「門地等」という。）を理由に行う不当な排除、不当な制限、虐待その他の不当な取扱

(2) 門地等を理由に行う不当な発言

(3) 門地等を理由に不当な取扱をすることを助長し、又は誘発する目的で、情報を収集し、又は公表する行為

(4) 門地等を理由に不当な取扱を行う意思を示す行為

(事業者の責務)

第4条 市内で事業を営むものは、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、第1条の目的の達成に向け職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第5条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上、人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めなければならない。

(人権啓発活動の充実)

第6条 市は、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成等、関係団体との緊密な連携を図り、啓発事業の充実に務め、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の改善を促進しなければならない。

(実態調査等の充実)

第7条 市は、前2条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査を行うものとする。

2 市長は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査にあたり、必要に応じて倉吉市あらゆる差別をなくする審議会の意見を聞くことができる。

(相談窓口の設置)

第8条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、市民の人権に関する問題について相談に応じるための相談窓口を置き、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県又は市町村が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)

その他の関係機関と連携した相談者への支援

(推進体制の充実)

第9条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(倉吉市同和対策審議会条例の一部改正)

2 倉吉市同和対策審議会条例(昭和57年倉吉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

[倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例](#)

第1条中「倉吉市同和対策審議会」を「倉吉市あらゆる差別をなくする審議会」に改める。

第2条中「同和対策に関する事項」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項」に改める。

第3条第1項中「20人」を「25人」に改め、同条第2項第2号中「3人以内」を「若干人」に改め、同項第3号中「10人以内」を「若干人」に改める。

第4条第2項中「任命された時における当該身分を失った場合は」を「任命されたときの要件を失ったときは」に改める。

第5条第3項中「又は会長が欠けたとき」を削る。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

昭和57年6月1日条例第19号

改正

平成6年6月17日条例第20号

平成8年3月27日条例第16号

平成10年3月30日条例第5号

平成15年3月27日条例第1号

平成15年9月29日条例第30号

平成20年3月26日条例第2号

平成22年3月18日条例第8号

平成23年3月31日条例第1号

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う。

2 審議会は、差別事象の分析その他の部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするために必要と認められる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間団体の代表者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の業務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画振興部において処理する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年6月17日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例(昭和57年倉吉市条例第19号)第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則 (平成8年3月27日条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月29日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく委員である者(次項に定める者を除く。)は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

附 則 (平成20年3月26日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則（平成10年3月30日規則第9号）

○倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則

平成10年3月30日規則第9号

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則

（趣旨）

第1条 この規則は、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門部会の設置）

第2条 審議会に、専門事項を分掌するため、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、社会情勢の変化等によって新たな対応を必要とする場合には、特別部会を設けることができる。

- （1） 啓発・教育推進部会
- （2） 産業振興・雇用促進推進部会
- （3） 社会福祉推進部会
- （4） 生活環境改善推進部会

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

（部会長及び副部会長）

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

2 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会に属する委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会の分掌事項）

第5条 部会の分掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 啓発・教育推進部会
 - ア 啓発の内容及び手法に関する事項
 - イ 就学前教育及び学校教育の充実に関する事項
 - ウ 社会教育の推進に関する事項
 - エ その他、啓発、教育に関する事項
- （2） 産業振興・雇用促進推進部会
 - ア 農林水産業の振興に関する事項
 - イ 就職の促進に関する事項
 - ウ 企業啓発の促進に関する事項
 - エ その他、産業振興、雇用促進に関する事項
- （3） 社会福祉推進部会
 - ア 社会福祉推進の充実に関する事項

- イ 保健衛生の充実に関する事項
 - ウ その他、社会福祉に関する事項
 - (4) 生活環境改善推進部会
 - ア 生活及び住環境の改善に関する事項
 - イ 公共施設等の整備及び改善に関する事項
 - ウ 環境の保全に関する事項
 - エ その他、生活環境改善に関する事項
- (専門的助言等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、適当な方法により専門知識を有する者から意見を聴くことができる。

(資料の提出等の依頼)

第7条 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(その他)

第8条 この規則に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿

任期◇平成29年10月21日～平成31年10月20日

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
学識経験者 (3人)	九 鬼 清 高	地藏院住職	
	相 見 槻 子	明倫地区人権学習推進協議会会	会 長
	荒 益 正 信	鳥取短期大学非常勤講師	副会長
民間団体の代表 (13人)	谷 本 静 枝	部落解放同盟倉吉市協議会	
	小 谷 喜 寛	倉吉市自治公民館連合会	
	長 柄 稔	倉吉市社会福祉協議会	
	引 田 薫	倉吉市小学校校長会	
	御 船 宗 則	倉吉市中学校校長会	
	福 永 幸 男	倉吉市身体障害者福祉協会	
	西 坂 千代子	倉吉男女共同参画推進会議	
	吉 川 裕	倉吉市民生児童委員連合協議会	
	絹 川 英 樹	倉吉市同和問題企業連絡会	
	松 田 裕 一	倉吉市人権教育研究会	
	高 岡 紀 子	倉吉人権擁護委員協議会	
	亀 本 恵 美	倉吉市保育園長会	
	アベ山田マリアルイサ	外国にルーツを持つ人 (Toriフレンドnetworkネットワーク)	

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」一部改定について

(経緯)

- ・平成28年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行、同年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行された。市として、これらの法律の施行を踏まえ市の条例及び総合計画の点検を行った。
- ・点検の結果、「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の内容については、法律の趣旨等が盛り込まれており、改正、見直しの必要はないと判断した。
- ・しかし、「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」については、若干の見直し等が必要と判断した。
- ・改定にあたり、平成30年2月6日(火)に倉吉市あらゆる差別をなくする審議会を開催し、その審議結果を踏まえ「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の一部改定を行った。

(改定箇所)

※改定箇所は赤字部分

第1章基本的な考え方 第1節計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨 本文2 P 9 行目～

また、平成28(2016)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)を踏まえ平成30(2018)年に一部改定を行いました。

第2章基本的施策の推進方針 第1節人権擁護の確立

2 人権相談の充実 現状と課題 本文5 P 7 行目～

ため、平成28(2016)年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が施行されました。

4 インターネットにおける人権問題への対応 主な施策と方向・方針 本文7 P 6 行目～

モニタリング事業の実施

第2章基本的施策の推進方針 第2節人権教育・啓発の推進 本文7 P 2 9 行目

「部落差別解消推進法」

第2章 第2節人権教育・啓発の推進

(2) 人材養成 本文9 P 2 行目

同和問題をはじめ

第3章人権課題8分野における施策 第1節部落の完全解放の実現 主な施策と方向・方針

(6) 相談活動の充実 本文16 P 2 8 行目～

相談機能を充実させ

(1 2) 同和地区住民の生活実態調査 本文17 P 最終行

また、「部落差別解消推進法」で規定された部落差別の実態に係る調査の実施を国に求め、部落差別解消の確立を国に要望します。

以上7カ所

※文書の削除、組替はありません。加筆修正を行いました。